

令和8年度税制改正に関する提言

— 令和7年8月29日 —

(一社)青色21ネットワーク研究会

【国 税】

1. 個人所得税

(1) 青色申告特別控除55万円を、給与所得控除の最低保障額65万円と同額に引き上げること。

青色申告特別控除 55 万円は、青色申告の承認を受ける個人で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者が正規の簿記の原則により記帳し、期限内に確定申告書を提出した場合等に認められるもので、適正な申告と納税に大きく貢献をしてきた。

また、平成 30 年度税制改正において、令和 2 年分から給与所得控除の最低保証額と青色申告特別控除額がそれぞれ 10 万円引き下げられ、代りに基礎控除の額が 10 万円引き上げられる措置が講じられた。この改正は、働き方の多様化が進むなかで、課税上の不公平感を是正し「働き方に中立」という方針に基づいて見直されたものである。

しかしながら、令和 7 年度税制改正において、物価高騰や労働力の確保を目的として、給与所得控除の最低保障額 55 万円が 65 万円に引き上げられたものの、青色申告特別控除額 55 万円については見直しが行われなかつた。その結果、制度上の整合性が失われ、「働き方に中立」という趣旨が失われることになってしまった。

青色申告特別控除の適用を受ける青色申告者は、適正な記帳・決算・申告を励行するなど、多くの事務負担が課せられている。さらに、最大 65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、電子帳簿保存又は e-Tax といった追加要件も求められている。現在の状況下では青色申告制度の信頼性と公平性は大きく損なわれることになる。

については、青色申告特別控除 55 万円を給与所得控除の最低保証額 65 万円と同額に引き上げることを強く提言する。

(2) 控除額20万円の青色申告特別控除を新設し、記帳水準向上策等として一定要件を満たした事業的規模に該当しない業務的規模の不動産所得者に適用すること。

申告納税制度のもと青色申告制度が導入されすでに 70 余年が経過し、その普及率は 60% を超えたと伝えられる。これは、永年にわたり申告納税制度の定着を目指し努力してきた官民共同の成果であり、その普及要因の一つにいわゆる税制上の「特典」があることは否めない。

なかでも、「青色申告特別控除」制度は、制度の普及はもとより記帳水準の向上にも大きな役割を果たしてきたが、残念ながら業務的規模の不動産所得者については、記帳水準にかかわらず 10 万円の青色申告特別控除しか認められていない。

このため、記帳指導の現場においては、いわゆる小規模不動産所得者に記帳を推奨し青色申告制度を普及することが大変難しい状況にある。

については、当面の青色申告普及策及び記帳水準向上策の一環として20万円の青色申告特別控除を新設し、業務的規模の不動産所得者であっても、①正規の簿記で記帳し、②確定申告期限内に損益計算書に併せて貸借対照表を作成、提出し、③電子帳簿保存又はe-Taxによる電子申告した者について適用するよう提言する。

(3) 給与所得控除を「勤務経費控除」(仮称)と「勤労所得控除」(仮称)に改組し、「勤労所得控除」は事業所得者にも均しく適用すること。

【① 給与所得控除を「勤務経費控除」と「勤労所得控除」に改組すること】

給与所得控除については、従来から、給与所得者に係る「勤務費用の概算控除」のほか、被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」という二つの要素を含むものとし、「他の所得との負担調整のための特別控除」は、給与所得者の「担税力の低さ」、他の所得者との「所得捕捉率の格差」、源泉徴収に伴う「早期納税の金利相当分」などの調整と説明されてきた。

しかし、「所得捕捉率の格差」や「早期納税の金利相当分」の調整との説明は、正確な記帳・決算と誠実な申告・納税を実践しつつ予定納税を行っている青色申告者は首肯することはできない。

また、給与所得者の身分の不安定性、空間的、時間的な拘束、居住地選択の制限等による「担税力の低さ」を理由とするならば、それらは給与所得者固有の問題ではなく、社会、経済状況の変動等により常に倒産、廃業等の危険に直面している事業所得者も均しく抱えている問題である。

については、働き方の多様化等に対応し、働き方に中立的な税制の確立をめざしているこの際、現行給与所得控除を抜本的に見直し、その性格に応じ「勤務費用の概算控除」に相当する「勤務経費控除」と、勤労性所得の「担税力の低さ」に着目した「勤労所得控除」に改組することを提言する。

【② 「勤務経費控除」は実額控除を基本とすること】

中期答申(令和5年6月)は、「給与所得控除によりマクロ的には給与収入総額の3割程度が控除されているが、給与所得者の必要経費と指摘される支出は給与収入の3%程度と試算されており、主要国との比較においても全体的に高い水準となっているなど、『勤務費用の概算控除』としては相当手厚い仕組となっています。」と指摘している。

については、働き方に中立的な税制の確立をめざしているこの際、給与所得控除を改組し、「勤務費用の概算控除」分は、給与所得者の税負担の公平感の維持や納税者意識の醸成をも考慮し実額控除を基本とした「勤務経費控除」に改め、控除できる経費の範囲は給与所得者がその収入を得るために通常必要な経費とすることを提言する。

なお、当面は納税者の記帳や証拠書類の保存等の事務手数の増大等に配慮し、実額控除を基本とするも実額控除制(源泉徴収・申告納税)と総務省の「家計調査」等を基に算出した概算控除制(源泉徴収・年末調整)の選択制とすることも一法と考える。

【③ 「勤労所得控除」は給与所得者・事業所得者に均しく適用すること】

被用者特有の事情に配慮したといわれる「他の所得との負担調整のための特別控除」の論拠は、

前述のとおり給与所得者特有のものではなく事業所得者も均しく有するものである。特に最近は、事業所得者のうちその実態が給与所得者と変わらない、いわゆる「雇用的自営業者」が急増している。

給与所得も事業所得もその所得の源泉の大宗は、自らの労務の提供によって得るいわゆる勤労性所得であることに変わりはない。

については、かつてシャウプ第1次勧告が、給与所得控除の前身であった勤労控除について、その根拠には「個人の勤務年数の消耗に対する一種の減価償却」と「勤労による努力および余暇の犠牲に対する表彰」としての性格が含まれ、これらは「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工業所得にも同様に適用されるべきである。」と指摘したことを想起し、個人の勤労に対する一種の減価償却と所得の脆弱性に着目し、それぞれの所得金額に応じた一定率の金額(最低額、頭打ち額あり)を「勤労所得控除」として創設し、給与所得者、事業所得者(事業的規模の不動産所得を含む)に均しく適用することを提言する。

(注) この結果、所得の金額の計算は次のとおりとなる。

- ⑦ 紙と所得の金額 = 紙と収入金額 - (勤務経費控除(実額又は概算額) + 勤労所得控除)
- ⑧ 事業所得の金額 = 総収入金額 - (必要経費(実額) + 勤労所得控除)

(4) 申告納税制度の本旨に即し、青色申告制度を本則とする新制度の導入を検討すること。

平成26年1月から、事業所得、不動産所得及び山林所得を生ずべき業務を行うすべての白色申告者に、記帳や帳簿等の保存が義務づけられることもあり、青色申告制度の普及率は60%を超えたと伝えられている。

しかし、一方では、帳簿の提出がない場合等の過小申告加算税等の加重措置が令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用されることになったとはいえ、白色申告者の記帳・帳簿等の保存の義務に対する関心は薄く、このまま推移すれば、白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の空文化が懸念され、「正直者が馬鹿を見る」ことにもなりかねない。

また、わが国に申告納税制度が導入されてすでに80年近くが経過した。同制度が適正に機能するためには、「納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になければならない。」が、この間に納税者の記帳習慣と水準は着実に向上し、加えて最近の情報技術の進展によりそれほどの困難を伴わず記帳できる環境が整いつつある。

については、申告納税制度の本旨に即し、事業所得、不動産所得、山林所得を有する全ての納税者に、現在、青色申告者に認められている「簡易簿記」程度以上の記帳及び帳簿等の保存義務を課すこととし、高齢等の理由により記帳等が困難な納税者には、所轄税務署長の承認により標準経費率を相当程度下回る概算経費率を適用する「必要経費の概算控除制度」の選択を認める新制度の検討を提言する。

(5) 生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定(所得税法第 56 条、同法第 57 条)を廃止すること。

シャウブ勧告を受けて所得税法は、個人課税制度が採用された。しかしながら個人企業においては、恣意的な所得分散が行われ租税回避を図る余地が生ずるとして、所得税法第 56 条(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例)が設けられた。

その後、法人成りの進展と働く家族の給与を認めよと言う個人事業者の強い要望に応えて、所得税法第 56 条の特例措置として同法第 57 条(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例)が設けられ、種々の変遷を経て現在は青色申告者には青色事業専従者給与を、白色申告者には事業専従者控除を認める措置がとられている。

今日の社会は、シャウブ勧告当時と比較して、個人の尊厳を基礎にした家族観や就労形態が大幅に変化、多様化し、所得税法第 56 条とその特例措置である同法第 57 条の立法趣旨は、もはや社会通念上時代遅れの遺物と言えよう。

白色申告者にも記帳の義務が法制化されている今日、生計を一にする親族に支払う対価であっても、適正な契約に基づき、適正な金額、適切な支払、適切な記帳が行われている場合には、所得税法の本則により必要経費に認めるべきである。

よって、所得税法第 56 条ならびに同法第 57 条は廃止することを提言する。

(6) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

現在、少額減価償却資産として、取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費に算入できる取得価額の基準は 10 万円未満とされ、他に 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については「一括償却資産制度」が、さらには、一定の要件を満たす青色申告者が一定の時までに取得した取得価額 10 万円以上 30 万円未満の少額減価償却資産については、「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」が認められている。

については、税制簡素化の見地からこれらの制度を見直し、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産については、取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費に算入できることとするよう提言する。

(7) 税負担の公平性や所得再分配機能の回復を図るため、富裕層の金融所得に係る分離課税の税率を引上げること。

総合課税と累進税率を基本とする個人所得税は、所得再分配機能を持った優れた税制と説かれてきた。しかし、所得税負担率を見ると、いわゆる「1 億円の壁」が指摘され、税負担の公平性が問

わってきた。

このような中、令和5年度税制改正で「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が図られたが、適用となる者は合計所得金額が約30億円以上の者で、対象人員は全国で200～300人程度と伝えられ、残念ながら、「1億円の壁」の解消には、ほど遠いと言わざるを得ない。

税負担の公平性や所得再分配機能の低下は、所得格差、資産格差を誘引し格差社会を定着化させ、我が国社会の活性化を損なうことが懸念される。

については、税負担の公平性と所得再分配機能の回復を図るため、富裕層の金融所得に係る分離課税の税率の引き上げを早急に実現するよう提言する。

(8) 純損失の繰越控除期間を10年に拡充すること。

暦年を単位として課税する所得税は、公平性や担税力に対する配慮から、例外的取扱いとして青色申告者に対し法人税と同様に一定の要件のもとに事業所得などの純損失の金額の繰越控除を認めているが、法人企業の繰越控除が10年であるのに対し個人企業は3年となっている。

しかし、個人企業といえども営利を目的としゴーイングコンサーンとして活動していることは法人企業となんら変わりはない。

については、後継者難、物価の高騰等により多くの個人事業者が事業継続に不安を感じているこの際、法人企業と同様に純損失の金額の繰越控除期間を10年とすることを提言する。

(9) 特定親族特別控除における所得確認の簡素化と正確性の向上を図るため、源泉徴収情報の証明制度を導入すること。

令和7年度税制改正において特定親族特別控除が創設され、居住者が特定親族を有する場合は、その特定親族の合計所得金額に応じた特別控除額の計算が必要になっている。

しかしながら、近年の働き方の多様化により、特定親族が単発就労やマッチングアプリ等を通じて複数の事業者と雇用関係を持つケースが増加し、それらを合算して合計所得金額を算出することが大きな負担となっている。

また、マイナポータル連携によって取得可能なものは申告者本人の情報に限られ、特定親族等の情報は連携されない。

については、特定親族の合計所得金額確認の正確性向上を図るため、事業者が勤務する就労者の源泉徴収情報を取りまとめた証明書を発行する仕組みを整備するよう提言する。

2. 資産税

(1) 個人事業主の事業承継をより効果的かつ円滑に進めるため、個人版事業承継税制における諸要件の緩和を講じること。

個人事業主の事業承継を取り巻く厳しい環境に鑑み、令和元年度税制改正において個人版事業承継税制が創設された。そして、令和3年度税制改正では、特定事業用資産の範囲に被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた自家用自動車で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(取得価格500万円以下の部分に対応する部分に限る)が追加された。

しかし、個人事業主がこの制度を利用し事業承継を考えるには、まだまだ諸要件が厳しく折角の制度でありながら利用が難しいとの声が少なからずある。適用を希望する多くの個人事業主のため、以下の諸要件につき、速やかに必要な措置を講じられることを提言する。

【① 納税猶予等に際し提供する担保に「みなす充足」規定を適用すること】

法人版事業承継税制には、国税通則法上の担保としては認められていない非上場株式等(事業承継税制の適用を受ける株式等)の担保提供を例外的に認める「みなす充足」規定が設けられている。

しかし、個人版事業承継税制では、国税通則法第50条に定める不動産、国債及び地方債、税務署長が確実と認める保証人の保証等が担保として認められ、動産(減価償却資産)である事業用資産は担保として提供することができない。

事業承継に係る贈与税・相続税の負担が重荷となり事業承継が進まず、事業基盤等が脆弱である個人事業主にとってこの要件は、誠に難しく困難なものである。

については、個人版事業承継税制においても、適切な「みなす充足」規定の創設を提言する。

【② 制度の適用資産について見直しを図ること】

事業承継に際しては、事業用資金の確保は避けて通れない重要な課題である。例えば、棚卸資産や売掛金等が事業用資産に占める割合の高い物販業者の場合、そのような資産は金額的にも大きなものとなりがちであり、その承継は事業継続の成否を左右する上で必要不可欠なものである。

については、売上金額の一定割合の金額、または貸借対照表に記載されている棚卸資産・売掛金等の流動資産の金額を、特定事業用資産として認定することを提言する。

【③ 贈与税・相続税の猶予税額の免除事由を緩和(追加)すること】

「農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例」では、一定の農地について、農業相続人が相続税の申告書の提出期限の翌日から農業を20年間継続したときは農地等納税猶予税額が免除されることとなっている。

については、こうした事例に倣い、さらには個人事業主の事業承継を一層促進するため、本制度においても後継者が20年間事業を継続した場合には、先代事業主が生存中等であっても猶予税額の納付を免除する等の措置を講じることを提言する。

3. 消費税

(1) インボイス制度の負担軽減措置を恒久的に認めること。また、適格請求書等保存方式を見直し、給付付き税額控除を導入すること。

【① インボイス等保存方式の導入により、インボイス発行事業者に登録し課税事業者となった事業者の負担軽減措置等を恒久的に認めること】

インボイス等保存方式の施行を機に、免税事業者でありながらインボイス発行事業者を選択し課税事業者になった事業者の多くは、事務処理の増大や新たに生じる納税額の負担に不安を抱えながらも、取引から排除される不安から事業継続のためやむを得ず登録申請したケースがほとんどである。また、取引先との関係から消費税の価格転嫁が十分に行えず、結果として税負担が重くなっている現状もある。

については、このような小規模な課税事業者に配慮し設けられている、「一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)」や「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)」はインボイス制度を支える重要なセーフティネットとして恒久的な措置とすることを提言する。

【② 消費税率は単一税率で、低所得者対策は「給付付き税額控除」で行うこと】

当研究会はかねてより「消費税率は単一税率で、低所得者対策は給付付き税額控除で」と主張してきたが、改めて消費税率は単一税率で、低所得者対策は軽減税率ではなく「給付付き税額控除」で対処することを提言する。

【③ 免税事業者が不利益を被りかねない適格請求書等保存方式の導入を見直すこと】

かねてより当研究会は、軽減税率(複数税率)の導入について、⑦対象品目の選定に混乱を生じる、①富裕層を利することになる、⑨税収減をもたらし財政健全化の足枷となる、⑩小規模事業者の事務負担の増加、⑪免税事業者が取引から排除される等の理由でその導入に反対してきたが、同制度の導入には、今でも反対であることを改めて表明する。

また、インボイス等保存方式は、事業者間取引において仕入税額控除ができないことを理由に免税事業者が取引先から適格請求書発行事業者(以下「インボイス発行事業者」という。)になるような要請等の事例が報じられたが、その導入にも反対であることを重ねて表明する。

【④ インボイス等保存方式において、免税事業者が商取引上不利益を被らないよう万全の措置を講じること】

令和3年3月31日で消費税転嫁対策特別措置法の適用期限が終了したため、事業者間取引において同年4月1日以降の新規取引から免税事業者へ消費税相当額を支払わないという対応が可能となった。これに併せ、免税事業者からの課税仕入れに係る消費税の全額控除が認められる期限である令和5年9月30日を過ぎたため、事業者間取引において免税事業者の立場は決定的に不利となったと言える。

例えば、税抜価格での価格交渉が主流である事業者間取引において、決済の段階で取引先がインボイス発行事業者に対しては消費税額を上乗せして支払うが、インボイス発行事業者でない者に対しては、消費税相当額を支払わないという対応が可能となる。このため、インボイス発行事業者で

ない者は課税仕入れに係る消費税分を被らざるを得ない状況が生じる。

一方、上記の場合においてインボイス発行事業者でない者が課税仕入れに係る消費税分を請求額（本体価格）に加算した場合には、取引先にインボイス発行事業者より請求額（本体価格）が高額であるという印象を与え、取引から排除される懸念が生じる。

については、このような免税事業者の不利益を少しでも緩和するため、インボイス等保存方式において、「免税事業者からの仕入れに係る経過措置」の適用期間を「当分の間」継続し、免税事業者の事業継続への不安を軽減するよう提言する。

（2）簡易課税制度選択届出書の提出期限を課税期間中とし、2年間の継続適用要件を廃止すること。

現在、簡易課税制度を選択するためには、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、所轄税務署長宛に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することとなっている。これは制度の選択にあたり翌期以降の経営状況の予測が必要となることを意味する。

しかし、昨今の物価高騰のような不安定な経済状況は、事業者の収支に著しい変動をもたらすが、それを事前に予期することは大変難しいことである。さらに、インボイス等保存制度が導入され、免税事業者がやむを得ず課税事業者を選択し、インボイス発行事業者の登録をせざるを得ない者が相当数生じているが、そのような小規模事業者においては、僅かな設備投資により想定した「みなしふり」に著しい乖離が生じる場合がある。

このような事業者の現状を考慮し、その時々の経営状況に柔軟に対応するために複雑な制度を簡素化し、簡易課税制度選択届出書や不適用届出書の提出期限をその課税期間中とし、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用または不適用とするよう提言する。

また、同様の理由により簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用の廃止についても提言する。

（3）事業廃止時における「みなしふり」の対象資産について、その取得時に課税事業者であったか否かを判定基準に加える等の見直しをすること。

消費税における「みなしふり」の規定によれば、個人事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった資産については、事業を廃止した時点で家事のために消費されたものとして、事業により対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされる。

この場合、事業を廃止した時点の当該資産の時価に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要があるとされ、その資産の取得時に仕入税額控除の適用を受けていたかどうかは問われていない。

インボイス制度導入以前においては、課税事業者は仕入税額控除の適用を受けることが可能であり、「みなしふり」についても一定の合理性があった。

しかし、インボイス制度が導入され、取引先からの要請や事業の継続を考慮してインボイス登録事業者となった小規模事業者の多くは、免税事業者であった期間に取得価額に含まれる消費税を負担し、仕入税額控除の適用を受けていない。これら小規模事業者（免税事業者）がインボイス登録事業者（課税事業者）になった後、事業の廃止時において事業用資産に該当しなくなった全ての資産を「みなし譲渡」の対象とすることは、消費税の整合性と課税の公平性を欠いているように思われる。

については、事業を廃止した場合の「みなし譲渡」の対象資産について、当該資産の取得時に課税事業者であった場合の資産に限る等の基準を加えるなどの措置を講ずることを提言する。

4. デジタル関連

(1) マイナンバーカードを「利便性向上のためのパスポート」と位置付け、利活用施策の検討を積極的に進めるとともに、国民の不安、誤解の払拭に努めること。

政府は、マイナンバーカードを「デジタル社会のパスポート」と位置付け、令和5年3月末までに「ほとんどの住民がカードを保有」する社会を想定し、マイナポイント事業等を実施し普及に努めてきたが、令和7年5月末日時点の保有枚数は9,816万枚（前年同月比559万枚増）、普及率は78.6%（前年同月比4.8%増）で、「ほとんど」とまではいかないものの国民の4人に3人は保有する状況となった。

しかしながら、マイナンバーへの個人情報の誤登録が相次ぐなど、国民の信頼を損なう出来事が起きており、今後のマイナンバーカードの普及には信頼回復・不安解消を優先に取り組んでいただきたい。

また、個人情報の保護、管理や利活用に様々な憶測が流れ、マイナンバーカードの取得に不安や疑問を持ち、マイナンバー制度は“政府のための制度”であって、“国民のための制度”ではないと考える国民が少なくないことも現状である。

については、政府はマイナンバーカードを国民の「利便性向上のためのパスポート」と位置付け、国民のニーズを踏まえた上で各種利活用施策の検討を積極的に進め、また、利活用の環境整備をしっかりと行い、利便性の広報のみならず、「プライバシーの侵害」や「情報の国家一元管理」等の国民の不安や誤解を払拭するための努力を充分に行うよう提言する。

(2) 働き方の多様化に向け、法定調書制度を拡充し、マイナポータルを活用した記入済み申告制度や社会保障給付の充実・効率化を実現すること。

働き方改革により副業・兼業が促進され、今後、より一層働き方は多様化するものと予想される。しかし、働き方が多様化すれば、適正・公平な課税や社会保障給付には正確な所得計算（把握）が求

められ、それをすべての納税者に期待することは現実的に難しいものがある。

現在、法定調書は限られた範囲・金額において提出が義務付けられており、書面、e-Tax、光ディスク等のほか、認定クラウドを利用して提出できる。また、令和5年1月からは、認定クラウドを活用して各個人が確定申告に利活用する「データポータビリティ」が可能となった。

これらの仕組みは、働き方が多様化する中での納税者の利便性を飛躍的に向上させるものになることが期待されるが、そのためには現在の法定調書制度を拡充していく必要がある。

法定調書制度が拡充されることにより、マイナポータルではより多くの情報が取得できるようになり、所得税の確定申告においては、収入や所得控除等が既に記入されて納税者に提供される「記入済み申告制度」の実現が、今後のデジタル社会における税務の新時代と言えよう。

また、これ以外にも法定調書制度の拡充により、あらゆる社会保障給付への対応も充実・効率化していくことが期待される。

については、法定調書制度の拡充に積極的に取り組み、より多くの企業に認定クラウドの利用を推進し、プラットフォーマーなどには法定調書の提出を義務付けることで、納税者の利便性向上に資する記入済み申告制度や社会保障給付の充実・効率化を実現するよう提言する。

(3) 官民連携のもと、デジタルインボイスの普及に取り組み、記帳のデジタル化による記帳水準の向上のための環境整備を積極的に推進・拡大すること。

デジタルインボイス推進協議会やデジタル庁の連携により、デジタルインボイスの標準仕様の策定・公表が行われ、現在では実務の導入に向けた普及活動が活発に行われている。

デジタルインボイスの普及により事業者間取引のデジタル化が進めば、記帳や、複雑化する税額計算の自動化等により、事業者の負担軽減が期待できる。更には、リアルタイムに経営状態を把握することが可能となり、事業者は適切な経営判断を早期に取得することができるようになる。

現在は、消費税のインボイス等保存方式を前提としてデジタルインボイスの利用が想定されているが、デジタルインボイスの利用対象をインボイス発行事業者に限定せずに多くの電子取引に広げることができれば、小規模事業者を含む多くの事業者の記帳のデジタル化が推進され、早期自計化が可能となる。

については、事業者の利便性向上、記帳水準の向上のための環境整備に、官民が連携して取り組むことを提言する。

(4) 帳簿等の電子化により記帳水準の向上を目指し、会計ソフト等の導入・利用に伴う事務負担やコストへの配慮として「デジタル控除」(仮称)を創設すること。

コロナ禍での事業者の給付金申請において帳簿の重要性が広く認識されることとなったが、小規模事業者の半数以上は手書きで帳簿を作成している。また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則による記帳は3割程度との報告もある。

近年、消費税の軽減税率やインボイス制度の導入に伴い、帳簿への記載事項は増加・複雑化し、小規模事業者の事務負担は増加するばかりである。個人企業経済調査（令和6年）によれば事業主の46.0%は70歳以上であり、事業におけるパソコンの使用割合も47.1%となっている。複雑化する記帳に対応することは大変厳しい状況にある。

また、働き方改革により副業・兼業を希望する者は増加しており、他にも、シェアリングエコノミーやギグエコノミーなど新分野の経済活動が広がる中で記帳等の経験に乏しい納税者や、記帳を必要とする事業者の増加が予想される。

専門的な知識を要する正規の簿記の原則や諸制度に従った記帳は、手書きでの帳簿の作成では対応することが困難であり、会計ソフトの導入による記帳効率化が必要である。これにはパソコン等の購入・維持管理、会計ソフトの導入や継続利用など多くの事務負担やコストが生じ、小規模事業者にとって負担は大きい。

については、これらに対する配慮として、一定の要件を満たした帳簿等の電子化に対し「デジタル控除」（仮称）を創設するよう提言する。

（5）電子申請や電子申告などのデジタル手続きについて、支援業務窓口を全国に設け、行政のデジタル改革を後押しできる体制を構築すること。

超高齢化社会において、社会のデジタル化は生産性向上や経済成長には欠かせないものである。特に給付金等のオンライン申請をはじめ、行政手続きのデジタル化が急加速している。

税務行政においてもe-Tax（イータックス）やeLTAX（エルタックス）といったデジタル手続きの窓口が用意され、利用者も年々増加傾向にある。eLTAXでは法人住民税・法人事業税の利用率が80%を超えており、しかし、これらの手続きは、入力にも専門的な知識を要するものが多く利用者は限定的である。個人事業主が対象となる手続きでは、給与支払報告書は67.2%、償却資産は50.5%と地方法人二税に比べ少なくなっている。

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」によると、令和9年以降、eLTAXでオンライン提出された給与支払報告書のデータがマイナポータルで連携可能になることが示されており、デジタル手続きの窓口の活用がより一層必要とされている。

このような状況の中、総務省の「個人企業経済調査」によれば「事業主の年齢階級別企業割合」は、70歳以上が46.0%、60歳以上では69.5%となっている。手続きのデジタル化が進んでも利用対象者の高齢化により、専門家の支援なしにはこれらの利用が進まないことが予測される。

これでは社会のデジタル化は遅々として進まず、人口減少社会においては、働き手不足も予想され、より厳しい状況になることが危惧される。

これらの課題を解決するため、デジタル手続きが困難な事業者を支え、行政のデジタル改革を専門的に推進する支援業務窓口を、税務協力団体と連携して全国に設置するよう提言する。

5. 印紙税

(1) 印紙税法の廃止を含めその在り方を抜本的に検討すること。

印紙税は、「文書の作成行為の背後に担税力を見出して課税する税」と説明されている。しかし、「文書の作成行為」により経済的利益があった場合は、納税者は所得税（又は法人税）を納付しており、二重課税の疑念は拭えない。

加えて、⑦課税文書か否かの判断が極めて難しい、⑧取引手段や決済方法は多様化しており、電子による契約や請求書等の選択の違いにより課税か否かの判断が分かれるのは、課税の中立性、公平性及び課税の目的を損なう、⑨取引の複雑化や取引量の増大に伴い、納税者の事務負担や事務コストは増加し、特に小規模事業者はその負担を無視できない等々の問題が指摘されている。

については、電子取引データの保存が義務付けられたこの際、印紙税法の廃止を含めその在り方を抜本的に検討することを提言する。

6. 税理士法

(1) 公益社団法人の青色申告会職員に臨時税理士資格を付与すること。

わが国は、少子超高齢化、人口減少という状況の中で、年金所得者の増加、白色申告者の記帳の義務化、消費税インボイス制度の導入、相続税等資産課税の強化、電子帳簿保存法の施行等新時代を迎えていく。かかる新時代に対応するには、国民の理解と官民挙げての共同・協力が必要である。

現に、税務行政当局も経済活動の国際化、ICT(情報通信、伝達技術)の進展、マイナンバー制度の導入、AI(人工知能)の発展など税務行政を取り巻く環境が大きく変化している中、DXを推進して納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するためには、関係民間団体との連携・協調を強化する取組を継続して行うことが重要との考えと伝えられている。

今は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」や各種会計ソフトを使用すれば、誰でもパソコンやスマホを利用してe-Taxシステムでの申告書の作成は容易である。現に令和6年分のe-Tax利用状況は、所得税は1,989万件（令和5年分確定申告書提出数対比108.1%）、個人消費税は189万件（令和5年分確定申告書提出数対比114.6%）を数える。さらに、申請書や届出書、納付手続きも含めた総利用件数は7,580万件に達する等、その利用者数は年々増加しており、昨今の情報技術の発展は、申告納税手続きをも単純化させている。

については、税理士法第50条（臨時の税務書類の作成等）が、「公益社団法人又は公益財団法人の団体の役員又は職員に租税を指定し、無報酬で申告書の作成およびこれに関する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することが出来る」旨を規定していることに鑑み、

公益社団法人である青色申告会の職員に税理士法第 50 条を適用するよう要望、提言する。

【地 方 税】

1. 個人事業税

(1) 事業主控除額を大幅に引き上げること。

昭和 25 年の個人事業税創設時に設けられた「免税点」制度は、その後の「基礎控除」制度を経て、昭和 37 年「事業主控除」制度に改称され、今日に至っている。

この間、控除額は逐次引き上げられてきたが、平成 11 年以降 290 万円に据え置かれたままである。これは、本来の趣旨である「個人事業主の勤労性に相当する部分」を課税対象から控除するには極めて不十分な金額であり、所得税の控除失格者にまで課税される過酷な税制となっている。

国税庁の「民間給与実態統計調査」によると、「1 年間を通じて勤務した給与所得者に支払われた給与の平均額」は、事業主控除が 290 万円引き上げられた平成 11 年分は 379.8 万円（男性 464.8 万円、女性 234.4 万円）、令和 5 年分の平均給与額 460 万円（男性 569 万円、女性 316 万円）である。このことからも現行事業主控除額（290 万円）の大幅な引き上げが必要なことは明白である。

については、昨今の物価高騰に対応して引き上げられた基礎控除と同様に、現行の事業主控除額（290 万円）が決定された平成 11 年以降の民間給与等の上昇の実態等を踏まえ、事業主控除額を大幅に引き上げることを提言する。

(2) 青色申告特別控除額を所得計算上控除すること。

青色申告制度の普及促進を図り正確な記帳を奨励するため設けられた青色申告特別控除額は、個人所得税、個人住民税の所得計算上控除されている。

他方、個人事業税は、所得税、個人住民税と同様に所得課税をしているにもかかわらず、青色申告特別控除額の控除を認めていない。正確な記帳は正確な所得を計算する基本であり、個人事業税でも等しく求められるものである。

については、正確な記帳を奨励し課税の公平を図るため、個人事業税の所得計算上、青色申告特別控除額の控除を認め、所得税、個人住民税との整合性を図るよう提言する。

(3) 法定業種の撤廃及び税率を統一すること。

現在、個人事業税の法定業種は70業種あり3種に分類（第1種 37業種 税率5%。第2種 3業種 税率4%。第3種 30業種 税率5%又は3%）され、法定業種のみに課税され、それ以外の業種には課税されず、不公平感を訴える納税者がいる。

また、業種の実態把握が必ずしも充分でなく、同様の事業を営んでいても課税される者と課税されない者がいることで、不公平感を訴える納税者も多く見受けられる。

については、法定業種制度を廃するとともに、税率を引き下げたうえで一本化することにより、広く浅く課税し、簡素で公平な制度の実現を提言する。

(4) 事業所得や不動産所得の金額に減額の異動がある場合において、所得税の更正の請求の要件に該当しないときは、個人事業税の減額の申出ができるようにすること。

現在、所得税の確定申告書を提出すると、三税申告一本化により個人事業税の申告書を提出したとみなされ、賦課課税方式により普通徴収となる。

しかし、所得税と個人事業税では所得控除等の税額計算の仕組みが異なるため、所得税の税額が無くとも事業税の税額が発生する場合がある。そのため所得税確定申告後、当初申告で所得税の税額が無かった場合等の税務署での更正の請求書の提出要件に当てはまらなかった場合、個人事業税の更正ができず、また、個人事業税単独での更正の請求もできないこととなっている。

については、所得税の更正の請求書の提出要件に当てはまらない場合においても、個人事業税の減額の申出ができるようにすることを提言する。

2. 個人住民税

(1) 個人住民税所得割と所得税の課税最低限を同額にすること。

個人住民税所得割と所得税は、共に所得を課税標準としている。しかし前者は応益性、後者は応能性に着目した税であるから、両者の課税最低限は同額である必要はないとの理由で、両者の所得控除に差異が生じている。加えて、令和7年度税制改正により、所得税基礎控除は大幅に引き上げられた一方、住民税の基礎控除は据え置かれたままであり、その差異は一層広がり分かり難いものとなっている。

しかし、所得税は、①最低生活費に課税することは適当ではない、②担税力を減殺する個別事情

に考慮する、③一定の政策目的を達成する等の理由から各種所得控除制度を定め、最低生活費に着目して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除をもって課税最低限を構成している。

一方、個人住民税は応益性に着目した税だとしても、最低生活費にまで課税することは、憲法が保障している国民の生存権を否定することに繋がりかねない。

については、納税者の目線に立ち、簡素でわかりやすい税制を目指すため、個人住民税と所得税の課税最低限を同額とするよう提言する。

なお、個人住民税の応益性については、均等割で考慮すべきであると考える。

(2) 住民税の申告不要制度を導入すること。

所得税では、年末調整を行った給与所得者は給与所得以外の所得金額が20万円以下の場合に、また、公的年金等の収入が400万円以下の年金受給者は公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合について、申告を要しないと規定している。

しかし、住民税にはそのような規定は存在せず、申告が必要となる。

所得税と個人住民税は個人の生活に直接関わる税である。これらに内在する相違点が解消され、納税者にとって簡素でわかりやすい税制を実現するため、住民税においても申告不要制度を導入することを提言する。

3. 固定資産税

(1) 個人事業者の償却資産に係る固定資産税の廃止を前提に抜本的に見直すこと。

償却資産に係る固定資産税は、製造業等の設備型特定産業に負担が偏重し、税源の地域間の均一性や課税ベースの固定制、地域住民の財政責任といった地方税原則を満たしていない。

償却資産に固定資産税を課すことは、その分だけ所得税や法人税の実効税率を引き上げることになり、二重課税の問題を生じさせる。このため、事業者は設備投資に対して税負担を課せられるとの意識を持つことになり、政府の民間投資活性化という基本政策にも反している。

また、実務的には、免税点が平成3年以来150万円に据え置かれており昨今の物価上昇に対応できていないこと、少額減価償却資産の取り扱いが国税と固定資産税で異なること、国税で廃止された残存価格が存置されていること等、簡素とは言えず、納税者の不満は強い。加えて、課税上の問題として償却資産の実態把握が徹底しておらず、適正かつ公平な課税が行われているとは言い難い状況にある。

については、個人事業者の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税は、小規模企業振興基本法

の趣旨に則り「事業の持続的発展」を図るため、廃止を前提に抜本的に見直すことを提言する。

なお、廃止するまでの措置として、①償却資産の実態把握を行うため事業税のように所得税確定申告を行った場合は、それをもってみなし申告とする制度の創設、②課税対象資産の基準を10万円から30万円への引き上げること、③免税点の大幅な引き上げ④申告期限の3月15日までの延長、⑤免税点制度を基礎控除額制度とすることを提言する。

【その他】

1. ふるさと納税

(1) 納税額の上限を見直す等抜本的な改正を検討すること。

平成20年に「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として生まれたふるさと納税制度は創設後、17年が経過した。

この間、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等では、納税者が自分の意志で罹災自治体を応援することができる制度としてその意義が評価されたが、一方、本来の趣旨が置き去りにされ、いわゆる「返礼品」競争が喧伝されたことにより「2,000円で返礼品が買える」制度とまで言われたこともある。

この結果、最近では次のような問題点が指摘されている。

- ① 高額所得者が、より多くの恩恵(より多額の納税額の減+より高額の返礼品の受領)を受ける制度となっている。
- ② 紳士者及び行政に事務の煩雑化をもたらす制度となっている(ワンストップ制度適用者で所得税確定申告をした者の中に寄附金控除の適用漏れが発生し、申告期限後に所得税の更正の請求を行う必要が生じる事例等)。
- ③ 地方交付税不交付団体にとっては、所得税の申告者とワンストップ制度適用者で地方財政収入が異なる制度となっている。
- ④ この制度は、都市部の地方自治体や税収が少なく特産品にも乏しい地方自治体が、歳入の減少等により財政の悪化を招き寄せる問題を引き起こしている。加えて、寄付金収入は変動幅が激しく、安定した地方財政の運営が困難になる、等の課題もある。

については、真に「生まれ育ったふるさと」や「支援を必要とする自治体」を応援する制度となるよう、更なる抜本的な見直しを提言する。